

# 福島県保育士就職準備金貸付

現在、勤務していない保育士（保育所等に勤務経験がない方を含む）が、福島県内の保育所等に保育士として就職する際に、必要な資金を貸付ける制度です。

保育士として、2年間従事した場合、返還が免除されます。



1.貸付額 40万円以内（1回限り）

## 2.貸付対象者

次の（1）及び（2）の要件を満たす方です。

- （1）保育所等を離職した保育士又はこれまで勤務経験がない保育士
  - （2）県内の保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する方
- ※「保育所等」とは、保育所・認定こども園・常時預かり保育を行う幼稚園などです。
- ※「保育士修学資金貸付」の「就職準備金」を受けた方は対象外です。
- ※保育所等を離職後、短期間の内に他の保育所等に就職するような、単なる転職とみなされる場合は、対象となりません。

## 3.対象となる経費

就職に伴う転居費用、被服費、復帰のための研修費用、通勤用自転車等の購入費用など

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

※1「県民の皆様」の「1-2-D 保育士就職準備金」



裏面をご覧ください⇒

# 保育士就職準備金貸付申請から返還免除まで

1. 県内の保育所等に常勤の保育士として、新たに就職が内定（決定）

※「保育所等」の詳細はホームページ「福島県就職準備金貸付要領」の別紙を参照



2. 福島県社会福祉協議会に所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書（様式1）
- ②住民票抄本（申請者と連帯保証人）
- ③保育士証の写し
- ④就職先の雇用条件通知書又は内定通知書等の写し
- ⑤連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書



3. 貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、審査し、貸付を決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



4. 借用書等の提出

借用証書に、申請者・連帯保証人それぞれの、署名・捺印をしてください。  
申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙が必要です。  
※貸付決定通知書到着後、14日以内に福島県社会福祉協議会福祉サービス支援課へ提出してください。



5. 貸付金の送金

福島県社会福祉協議会は、申請者の口座に貸付金を送金します。



6. 返還猶予申請書・業務従事届の提出

「返還猶予申請書」は、貸付決定時に提出してください。  
「業務従事届」は、年1回、4月に提出してください。



7. 返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、保育士として2年間従事した後、返還免除を申請してください。  
福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。  
※2年間従事しなかった場合は、返還の対象となりますので、注意してください。